- 定稿版で、一般への公開用ではありません。されるまでの間、審議の参考に供するための未◇この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発行
- 発言のまま掲載しています。 言、理事会で協議することとされた発言等は、原◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発
- 受け取られることのないようお願いいたします。で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と

# 〇冨岡委員長 次に、尾辻かな子君。

**〇尾辻委員** 立憲民主党・無所属フォーラムの尾

しくお願いいたします。いて質問してまいりたいと思います。どうぞよろ、先日に引き続きまして、障害者雇用のことにつ

て質問をしてまいりたいと思います。いうのはどうなっているのかという視点に基づい障害者雇用という話の中で、女性の障害者雇用と〜今回、まず最初にお聞きをしていきたいのは、

と思います。 比はどうなっているのか、お答えをいただきたい りますけれども、では、今回採用された方の男女 百五十五・五人分の採用があったということであ 今回は、各省庁で、四月二十二日時点で二千七

# **〇土屋政府参考人** お答え申し上げます。

載いたしましたように、障害種別あるいは常勤でましては、先日公表させていただいた資料にも掲今御指摘のございました採用状況の調査におき

ていないところでございます。認をしておりますが、男女別については把握をしあるか非常勤であるかといったことについては確

〇尾辻委員 ので、は ないということではないかと思います。の課題で、やはりこれが今も全く可視化されてい うことは二重のマイノリティーの課題、 くわからない、こういう状況があるわけです。 うジェンダーの視点で障害者雇用を見たときに全 ことは二重のマイノリティーの課題、複合差別障害があるということ、そして女性であるとい 実は、 結局、男性が多いのか女性が多いのかとい マット、 国も地方公共団体も企業も、 障害者雇用促進法で、 性別の回答欄がないんですよ。な 調 査とい 毎年、 うの

るわけです。
おかい支援が必要というふうにも明記をされていいる女性という項目立てがありますし、第四次障ある女性という項目立てがありますし、第四次障ある女性という項目立てがありますし、第四次障のでは、第六条にわざわざ障害の

○尾辻委員 それは、障害者雇用促進法に基づく

るということでいいですか。

中でいただける情報をしっかりといただくという 業などの負担についても十分考慮した上で、 ころでございます。 続きやってまいりたいというふうに考えていると いまして、そういった意味では、 観点から報告をいただいているということでござ この報告においては、報告をしていただく側の企 でございまして、その観点から、これも障害種別 に義務的に各企業から報告をいただいているも なり施行状況というものを確認をするというため すが、この点については、 いただいているものについてであろうかと思いま 〇土屋政府参考人 御指摘 ての報告はいただいているところでございますが、 であるとか重度であるか否かといったことについ 一報告、企業から六月一日現在で雇用状況報告を 雇用率制度の運用状況 の点は、 現状の形で引き ゆる六・ その  $\mathcal{O}$ 

**〇尾辻委員** これでは、結局、働いている方で女

でいるんでしょう。る人で、女性の働いている実態というのをつかんる人で、どういうふうにして厚労省は、障害のあじゃ、どういうふうにして厚労省は、障害のあ

〇土屋政府参考人 現状においては、障害者の方 の中で把握することを含めて、検討してまいり ら、例えば実態調査であるとかいろいろな調査研 時点では手元にない状況でございますが、これか して把握をしているというものが私どもとして現 で、雇用されている方の男女別についてデータと で、雇用されている方の男女別についてデータと

ふうに思います。 しっかりと検討 ただきたい う

そうしないと次に進めませんので、よろしくお願 か、そして今調査をしている中でどういう男女比 今省庁で雇っている人がどれぐらいの男女比なの 四も行かない、七対三ぐらいなんですね。なので、 度なんですよ。その中では、男女の割合は、六対 いしたいと思います。 になるのか、しっかりとまず把握をしてください。 雇用実態調査しかないんですね。これは五年に一 一般の就労の中では、五 年に一度の障害者

だきたいと思います。 も指摘をされていますので、しっかりやってい 者の約半分という厳しい現実があるというふうに に少なくなる、有業率は三割弱で、年間収入は年 なくなり、女性であることで男性障害者よりも更 であるだけで年間収入は障害のない人に比べて少 金や手当を含めても平均九十二万円で、男性障害 NHKの福祉番組のウエブページでも、 障害者 た

体どれぐらいでしょうか。 政策を議論する審議会、女性障害者の割合は大関連してお聞きいたしますけれども、障害関係

障害者雇用分科会、それから社会保障審議会の障 係の審議会といたしましては、労働政策審議会の **〇土屋政府参考人** 厚生労働省において障害者関 害者部会の二つが設置をされているところでござ

では全部で二十名の委員に御参画をいただいてお ´ますが、 このうち、 このうち障害者代表の方々は四名でご 労働政策審議会の障害者雇用分科会

> というのはゼロという状況でございます。 ますけれども、御自身が障害者である女性 ざいまして、うち女性の委員が一名いらっしゃ 一の委員 V

ざいます。 いうのはゼロというふうになっているところでごが、これも、御自身が障害者である女性の委員と まして、うち女性の委員が二名いらっしゃいます けれども、このうち当事者の関係は八名でござい しては全部で二十九名の委員がいらっしゃいます それから、社会保障審議会障害者部会におきま

これは非常に問題があると思います。 議会の中に女性の障害者の方の参画がゼロである、 **〇尾辻委員** こういうように、 政策を審議する審

性の障害者の参加というのはうたっているわけで、これは、第四次障害者基本計画でもちゃんと女 思います。 これでは配慮しているというふうには言えないと

あと、内閣府についてはどなたかお答えい ただ

#### 〇福田政府参考人 けますか。内閣府、 お答えいたします。 お願いします。

命されております。委員全体に占める割合は約七おきましては、障害のある女性の委員は二名、任内閣府に置かれております障害者政策委員会に ております。 八%、女性の委員に占める割合は約二〇%とな %、あと、障害当事者の委員に占める割合は約 0

と思いますが、この辺のバランスを今後配慮して 者の方に委員に入っていただかなければいけない うことですけれども、 〇尾辻委員 内閣府の方は一定いらっし 厚労省として、 女性の障害 やるとい

ただけないでしょう

てまいりたいと思います。 いうことができるか十分に考えながら選任を進め 御指摘の点については、今後の選任の中で、どう な中で選任をしている部分もございますけれども、 関係の団体から御推薦をいただいたりというよう **〇土屋政府参考人** 審議会の委員につきましては、

思います。 きにくい様子が今のことからもわかってくるかと って、なかなか障害女性の現状や、 〇尾辻委員 やはり、ダブルマイノリティーに そして声が 届 な

いうことについてお聞きしたいと思います。 うのが今どういうふうに把握をされているのかと では、 障害者施策の中で、 障害女性 の課 い題とい 女

これは平成三十年に閣議決定をした計画でござい うふうに記載をされているというふうに承知をし 策定し、及び実施することが重要である。」とい とから、こうした点も念頭に置いて障害者施策を 複合的に困難な状況に置かれている場合があるこ あることに加えて、 種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要で ますが、「障害のある女性は、それぞれの障害の 摘がございましたように、障害者基本計画の中で、 性障害者の課題に関して、先ほど委員からも御指 〇土屋政府参考人 障害者施策全体の中では、 ております。 女性であることにより、更に

で、具体的な政策というのはないということなん でしょうか。 それは私がもう指摘をしたことな

〇土屋政府参考人 厚生労働省の施策の中で は

ているというのが現状でございます。必要な支援なりサービス、医療の提供などを行っそれぞれの障害者の方の個別のニーズに対応してそれぞれございますが、私どもの施策の中では、例えば雇用の問題、それから福祉、健康の問題、

いうことではないかと思います。もなかなか具体的な政策に落とし込めていないとの尾辻委員やはり、計画には書いてあるけれど

ヒアリングなどにおきまして、 事業の中では、民間支援団体に対して実施をした 談・支援の在り方に関する調査研究事業といった が実施をした若年層における性的な暴力に係る相ておりませんけれども、平成二十九年度に内閣府 る性暴力についてという調査はあるんでしょうか。厚労省とか政府において、こういう女性に対す 害の影響によって、繰り返し性暴力被害を受けた の主な背景要因の一つとして、 して調査したものがあるというふうには承知をし 〇土屋政府参考人 お尋ねのような調査について は、障害のある女性の方への性暴力について特化 あるということが報告されているというふうに 厚労省とか政府において、こういう女性 支援につながりにくいという状況 若年の性暴力被害 知的障害、 発達障

しているところでございます。調査の中で、性的虐待ということについて把握を者虐待防止法に基づく障害者虐待への対応状況のしては、少し概念が違うかもしれませんが、障害なお、私ども厚生労働省としての部分におきま

○尾辻委員
 ちょっと虐待とは違うと思うんですけれども、今、るる、女性の障害のある方々の対けれども、今、るる、女性の障害のある方々の対応を聞いてきました。やはりこれは大きな課題だを問います。今、省庁に雇用された方の女性の数もわからない、どれぐらい、今雇用された方の女性の数もわからない、どれぐらい、今雇用された方の大性の数もわからない、どれぐらい、今雇用された方の、雇用促進法においても男女がわからないといった状況、審議会においても女性の当事者がいないという状況、審議会においても女性の当事者がいないという状況、審議会においても女性の当事者がいないというでは、

大臣、今後、どういうふうに施策、取組を進め 大臣、今後、どういうふうに施策、取組を進め 大臣、今後、どういうふうに施策、取組を進め 大臣、今後、どういうふうに施策、取組を進め 大臣、今後、どういうふうに施策、取組を進め 大臣、今後、どういうふうに施策、取組を進め

る課題があることは承知をしております。くて、結婚あるいは雇用、育児などにおいて抱えことによって困難な状況に置かれるばかりではな実際、女性の障害者については、障害者である

…害者に対する性的被害やセクハラの問題につい厚生労働省としては、例えば職場における女性

れからも行ってまいりたいと思います。者が置かれたさまざまな状況を踏まえた支援をこて、関係部局が一体となって対応するなど、障害

ていただきたいと思います。
〇尾辻委員 しっかり現状を把握して、前に進め

った件です。 次に参ります。先日の参考人質疑でも指摘が

めには必要な支援だと思います。 でいたと思います。同じ人がずっと働き続けるたないので困っているんだということを指摘もされなれので困っているんだということを指摘もされないので困っているとになっているということで、ただ、十年ということになっているということで、ただ、の人的支援や駐車場、家賃補助などの助成期間がの人的支援や駐車場、家賃補助などの助成期間がの人的支援や駐車場、家賃補助などの助成期間がの人的支援や財車場、家賃補助などの助成期間が

で、見直すべきではないでしょうか。これは、大臣、やはり大事なことだと思いますのら十年にしようみたいなことだったと思いますが、この十年、たしか、働く期間が平均が十年だか

○根本国務大臣 障害者が働くために必要な介助

ようとするものであります。 まうとで障害者の雇用水準を全体として引き上げを支給し、それによって障害者の雇用を容易にすを余儀なくされる場合に一定の期間の中で助成金を雇用する事業主が障害者雇用に伴う経済的負担指摘の助成金ですが、この趣旨は、新たに障害者指摘の助成金ですが、この趣旨は、新たに障害者権に関いの

**垣摘の職場介助者の配置等に関する助成金、** 

きたいと思います。 実績や効果などを勘案し、必要な検討を行っていります。こういうことを踏まえつつも、助成金のります。こういうことを踏まえつつも、助成金の限られた財源の中で、さまざまな課題を抱える障限られた財源の中で、さまざまな課題を抱える障害者雇用納付金を財源として実施しております。

○尾辻委員 十年たったら必要な支援がその人に
 ○尾辻委員 十年たったら必要な支援がその人に
 ○尾辻委員 十年たったら必要な支援がその人に

外率設定業種ごとに除外率を設定するということ ました。しかし、経過措置として、当分の間、 ライゼーションの観点から廃止ということになり 御指摘がございましたように、 はどうなっているか、大臣にお聞きいたします。 ているということで、この除外率の縮小の見通し ているんですね。廃止を決めてから十七年経過し )土屋政府参考人 除外率の制度につきましては 法改正によって、二○○四年四月から、ノーマ し、この縮小が、 障害者雇用の除外率制度、これは、二〇〇二年 今も段階的に引き下げている、 前回の縮小からもう九年たっ ノーマライゼーシ 縮小する。 除

> こういう状況になっております。 除外率を引き下げ、縮小しつつ継続をしている、ございます。その上で、現在は、経過措置としてて、平成十六年の四月に廃止をしているところです、の観点から、平成十四年の法改正によりまし

ところでございます。
この点につきましては、今般の労働政策審議会というにこざいまして、この経過措置について、廃止をがございまして、この経過措置について、廃止をがございまして、この経過措置について、廃止をがございまして、この経過措置について、廃止をがございまして、この経過措置について、廃止をがございましては、今般の労働政策審議会ところでございます。

こととしたいと思っております。引き続き労働政策審議会において御議論いただくますけれども、この意見書の内容を踏まえまして、てお示しすることはなかなか難しい状況にござい今後、具体的なタイムスケジュールなどについ

○尾辻委員 すぐに廃止というのが難しければ、

していきます。 それでは次に、公務部門のことについてお聞き

ついてお聞きをいたします。供はどのように担保されているのかということに地方公務員について、差別禁止、合理的配慮の提まず、障害者雇用促進法の適用外になる公務員、

# 〇三田政府参考人 お答えいたします

のではございません。 一般職の国家公務員についてでございますが、 一般職の国家公務員についてでございますが、 一般職の国家公務員についてでございますが、 一般職の国家公務員についてでございますが、

○尾辻委員 公務員の差別禁止と合理的配慮提供慮の事例等をお示ししたところでございます。 的配慮に関する基本的な考え方を含め、合理的配慮指針を発出いたしまして、各府省に対し、合理 を さらに、昨年十二月には国家公務員の合理的配

# ○三田政府参考人 お答えいたします。の根拠の条文はどれになりますか。

定められております。 国家公務員法の第二十七条に平等取扱いの原則が 障害のある方への差別の禁止につきましては、

められております。 で考慮するように努めなければならない。」と定 で大事院規則一〇―四において、「健康障害の が止上特に配慮を必要とする職員については、配 の大事院規則一〇―四において、「健康障害の に考慮するように努めなければならない。」と定 に考慮するように努めなければならない。」と定 でく人事院規則一〇―四において、「健康障害の に考慮するように努めなければならない。」と定 でく人事に規則一〇―四において、「健康障害の に考慮するように努めなければならない。」と定 に考慮するように努めなければならない。」と定 に考慮するように努めなければならない。」と定 に考慮するように努めなければならない。」と定 に考慮するように努めなければならない。」と定 に考慮するように努めなければならない。」と定

害という言葉がないんですね。人種、信条、性別、原則というのがあります。しかし、ここには、障けれども、国家公務員法二十七条に平等取扱いの〇尾辻委員 その条文についてちょっと確認です

となるんでしょう。どういうふうに読むと障害のある方への差別禁止やないかという解釈もあるわけですが、これは、一部では、社会的身分のところに障害が入るんじ社会的身分、門地というふうにあるだけなんです。

### 〇三田政府参考人 お答えいたします。

定となっております。

「限らず、不合理な差別的取扱いを全て禁ずる規いる事由は例示的なものでございまして、これられている事由が幾つかございますが、列挙されての規定でございますが、この規定の中には列挙さの規定でございますが、この規定の中には列挙さ

れは確認です。一ということではないという、こ害が含まれているということではないという、ことは、別に社会的身分に障

# 〇三田政府参考人 お答えいたします。

えております。 的身分というところに該当するものではないと考 障害のある方につきましては、ここで言う社会

思います。 文言ですから、同じような解釈だということだと 十三条で平等取扱いの原則があって、同じような 十三条で平等取扱いの原則があって、同じような

ています。つまり、合理的配慮は人事院規則によ人事院規則でこれを定める。」ということになっ要な事項は、この法律に定めるものを除いては、書いてあるんですね。七十一条の二項には、「必思います。これは、能率の根本基準ということが国公法でいうと七十一条というふうにあったかと国公法でいうと七十一条というふうにあったかと

根拠はどこでしょう。って根拠となるということだと思いますが、そのって根拠となるということだと思いますが、その

## 〇三田政府参考人 お答えいたします。

で、これが合理的配慮と承知しております。 に努めなければならないと規定されているところ 方法等に関して心身の条件を十分に考慮するよう を必要とする職員については、配慮、業務の遂行を必要とする職員については、配慮、業務の遂行を必要とする職員については、配慮、業務の遂行を必要とする職員については、配慮、業務の遂行を必要とする職員については、配慮、業務の第一に対しております。

○尾辻委員 実は、その人事院規則一○一四の、○尾辻委員 実は、その人事院規則一○一四の、

今回、これだけの水増しがあって、こういう雇用が全くされていない。これは、私、指針はつくらには書かれていない。これは、私、指針はつくられましたけれども、やはり人事院規則ぐらいはもの少し変える必要があるんじゃないか、国公法も明明示をする必要があるんじゃないか、こかりを読売する必要があると思いますが、この辺はいかがでしょう。

て、その中で、先ほどの、特に配慮を必要とする事院規則一○─四の規定の運用通知がございまし〇三田政府参考人 先ほど御説明いたしました人

しているところでございます。ここに身体障害者等が含まれるということを通知る虚弱者、身体障害者等をいう。」ということで、は「健康診断の結果に基づく指導区分の決定を受は「健康診断の結果に基づく指導区分の決定を受職員とは何かという規定がございまして、そこに

○尾辻委員 私は、これは非常に弱いと思います。○尾辻委員 私は、これは非常に弱いと思います。○尾辻委員 私は、これは非常に弱いと思います。

をしております。

・時間がないのでちょっと飛ばしまして、きょう時間がないのでちょっと形について非常に危惧に、実は国税庁さんですね。国税庁が七百六十八人、国交省が五百二十二人、これだけの人を今回採用国交省が五百二十二人、これだけの人を今回採用に多ました。というのは、今回の採用人数が非常に多ました。というのということについて非常に多まして、きょう時間がないのでちょっと飛ばしまして、きょう

きたいと思います。できているのか、そのことについて教えていただすに対して、どういうふうに相談に乗る体制が今本当に、雇用された障害のある方が職場での困り、今の雇用の現状と、そして、一番危惧している、

# **〇吉井政府参考人** お答え申し上げます。

月時点で、常勤職員で九十名、非常勤職員で六十六人を追加で採用する計画としておりまして、国税庁におきましては、本年十二月末までに千

の方を採用しているところでございます。 合計七百六十八・五名の 障 害者

年間の研修を現在実行中でありまして、 な基礎知識、 おります。 常勤職員につきましては、税務職員として必要 各税務署における事務に従事することとして 技能を身につけるために不可欠な一 研修修了

ろでございます。 それから大宗は全国の国税局とか税務署になりま すが、事務の補助の仕事に現在従事しているとこ また、非常勤職員につきましては、 国税庁本庁、

別的なサポートを行う支援者、それから障害者本 ところでございます。 を有する職員に対して助言、支援等を行っている 選任し、今回採用された職員を含めまして、 国税庁といたしましても、勤務に当たりまして個 年十月の関係閣僚会議の基本方針を踏まえまして、 在既に相当進んでおるところでございまして、 人からの相談を受け付ける相談員を職員の中から このように、国税庁におきます障害者雇 用は 障 害 昨現

し、活躍できる場の拡大にも引き続き取り組んでみならず、障害を有する職員が意欲と能力を発揮 まいりたいと考えているところでございま 国税庁といたしましては、法定雇用率の達成の

**〇瓦林政府参考人** お答え申し上げます。

外局を含めて六百十四名採用しております。 外局を含めまして八百十名を追加で採用すること 国土交通省におきましては、本年十二月までに 国家公務員障害者選考試験で採用した常勤 四月一日時点におきまして、

> っております。 職員は二百八名 は二百八名、 また非常勤 員 には四 百六名と

の種類や程度を踏まえた上でさ中して配属するのではなくて、 せております。 個別の支援を必要に応じ受けながら業務に従事さ 属しまして、それぞれの配属先の他の職員による これらの職員につきましては、 種類や程度を踏まえた上でさまざまな部局に配 個人の能力、 特定の部署に 障 害

ます。 を選任しまして、障害者の方御本人からの相談にした職員が所属する局ごとに職員の中から相談員て、本省、地方支分局等を通じまして、今回採用 きめ細かく応じるなどの必要な体制を整えており おける障害者雇用に関する基本方針に基づきまし また、国土交通省といたしまして、 公務部門

ないように、しっかりとフォロー、相談をしていが例えば半年、一年でおやめになるようなことのが例えば半年、一年でおやめになるようなことのの拡大に向けて着実に取り組んでまいります。率の速やかな達成、障害のある方が活躍できる場率の速やかな達成、障害のある方が活躍できる場率の速やかな達成、障害のある方が活躍できる場

終わります。 ただきたいということを申し上げて、 私の質問

りがとうございました。